

食のクロスオーバー交流事業業務委託仕様書

1 本業務の目的

本県食品事業者は小規模事業所が8割以上を占めており、生産性の向上及び付加価値の創出による食品産業全体の競争力強化が喫緊の課題となっている。このため、食品事業者間及び異業種との連携・協業を推進し、事業規模の拡大や生産性向上を図るための交流会を開催する。あわせて、女性視点を活かした商品開発や情報発信、ビジネススキルの習得等に向けた実践的なセミナーを開催するとともに、事業者間のネットワーク形成を多角的に支援し、本県の食品産業の更なる活性化を目指すことを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 本業務の内容

各交流会の開催時期、具体的なカリキュラム、テーマ、講師の選定等については、企画提案の内容に基づき、県と協議の上、決定するものとする。

(1) 「食」でつながる女性交流会（計2回）の開催

ア 趣旨

食品製造・販売等に関わる女性従事者を対象に、付加価値創出や業務効率化など食品ビジネスの競争力強化に直結する実践的な知識・スキルの習得に向けたセミナーを行うとともに、女性視点を活かした商品開発や情報発信、悩み共有ができる交流の場を提供することで、持続的なネットワーク形成と人材育成を支援すること。

イ 回数・時間

全2回、各2時間程度

ウ 時期

概ね9月頃（第1回）及び10月頃（第2回）

エ 対象・参加目標数

県内食品産業に関わる女性従事者（経営層、現場担当者、雇用形態を問わない）各回20～30名程度を目標とする。

オ 開催方法

秋田県内での現地開催を基本とするが、現地・リモートを併用したハイブリッド開催も可とする。

カ 会場

女性参加者が集まりやすく、リラックスして交流できる雰囲気のある会場（外部からの飲み

物・軽食の持ち込み、又は会場側での提供が可能な場所)を選定すること。

キ 内容

参加事業者の付加価値向上や発信力強化、又は食品ビジネスにおける実践的なスキルアップ(例として、デザイン、マーケティング、知的財産、AIの活用などが挙げられるが、これらに限定しない)につながるテーマを設定した講義を行うこと。

また、参加者同士が女性視点での商品開発や発信、日頃の悩みなどをフランクに共有・意見交換できるよう、ティータイム形式などの交流時間を両回共通で必ず設けること。

2回の交流会は、それぞれ単発の内容とする(連続参加でより内容が深まることが望ましいが、片方の回のみでの参加でも支障なく完結する構成とすること)。

(2) 異業種連携交流会(計1回)の開催

ア 趣旨

食品事業者間及び異業種(IT、デザイン、物流、マーケティング等)との多角的な連携・協業を推進し、新たなビジネスチャンスの創出や生産性向上を図る契機とする。

イ 回数・時間

全1回、2時間程度

ウ 時期

概ね11月頃

エ 対象・参加目標数

県内食品事業者及び食品製造業への参入や連携に関心のある県内企業等50名程度を目標とする。

オ 開催方法

秋田市内での現地開催とする。

カ 会場

参加事業者が自社商品を持ち込み、試食・試飲(必要に応じて簡易的な加熱・準備を含む)を行うことが可能な会場を選定すること。

キ 内容

事業者間の連携・協働による新事業や新商品創出につながるテーマを設定した講義、先進事例、あるいは連携を促進するためのノウハウ等の発表を行うとともに、参加者同士が顔の見える関係を築き、具体的な協業に向けた活発な情報交換・意見交換ができる時間を盛り込むこと。

(3) 運営事務、安全管理及び連携集客体制の構築

ア 各交流会の開催に必要な参加者募集事務(募集チラシ、特設申込フォームの作成含む)、資料の印刷・提供事務、講師の選定・手配・諸経費(謝金・旅費)の支払調整、会場手配及び設営、当日の受付・進行等、一切の運営事務を受託者の責任において実施すること。

イ 参加者の確保（集客）に当たっては、受託者の有する独自のノウハウや広報ネットワークを最大限に活用した実効性のある集客活動を展開し、広く周知と確実な参加者確保に努めること。なお、県においても公式ウェブサイト（美の国あきたネット）への掲載や、県広報紙での告知のほか、関係課、市町村、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の関係団体への周知依頼（チラシの配布依頼等）など、必要な後方支援を協働して行う。進捗状況により目標人数の確保が困難と予想される場合は、速やかに県と情報を共有し、効果的な追加広報等のリカバリー策について双方で協議の上、最善を尽くすこと。

ウ 現地開催における飲食・試食等の提供に当たっては、食品衛生法等の関連法令を遵守し、アレルギー表示や衛生管理体制に万全を期すこと。また、来場者の安全確保や会場内トラブル・自然災害発生時の避難誘導・緊急連絡体制を事前マニュアル化し、従事者に周知徹底すること。

（４）成果指標の設定と評価

本業務の目的に即した客観的な成果指標（参加者満足度80%以上、交流会を契機とした協業検討数などの目標値）を具体的に提案し、事後アンケート等で定量的・定性的（新商品開発のヒントを得たか、商談や協業のきっかけとなったか等を設問として設定）な測定・評価を行うこと。

4 成果品等

事業終了後、業務ごとの実施実績、アンケート調査の結果と詳細な分析、今後のネットワーク定着に向けた提言等を体系的にまとめた「事業実施報告書（任意様式）」を、印刷物1部及び電子データ（PDF形式及び編集可能なOffice形式）にて委託期間内に提出すること。

5 契約に関する条件

（１）再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先、再委託金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を協議し、承認を得なければならない。また、再委託先についても、本実施要領に定める参加資格の要件を準用する。

（２）再委託の相手方

受託者は、一部を再委託する場合には、県内に主たる拠点を有し、県内食品事業者の実情や地域課題を深く把握する者の中から選定するよう努めるものとする。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物、著作物及び資料に関する一切の権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む権利、所有権等）は、委託料の支払が完了したときをもって、すべて受託者から県に帰属・移転するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として厳重に扱い、目的外の利用、第三者への開示・漏えいをしてはならない。契約終了後及び委託期間満了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び秋田県個人情報保護条例（令和4年12月27日秋田県条例第51号）等の規定を厳格に遵守し、漏えい・紛失の防止に向けた万全のセキュリティ対策を講じること。参加申込データ等は事業終了後、県の指示に従い速やかに返却又は確実な方法で廃棄処分すること。

6 その他留意事項

(1) 受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、発注者の求めに応じて定期的な打合せを行い、常に進捗を共有すること。

(2) 受託者は、委託業務の実施に当たり疑義が生じたとき、又は予期せぬ状況変化等が生じたときは、その都度直ちに発注者と協議し、その指示に従うものとする。